平成２７年（フ）第５７７号
広島市東区中山中町６－22－101、住民票上の住所広島市東区中山南１丁目23番５－505号
破産者　黒川　　浩
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
徳島県那賀郡那賀町坂州字向エ158番地４
破産者　青木　恒樹
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３１号
福岡県田川市伊田町９番31号
破産者　古田　恵理
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２７号
熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木1641番地、前住所鹿児島県伊佐市大口里2766番地１　県営高校西団地２－402
破産者　福本　大地（旧姓倉本）
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第５０号
熊本県八代市坂本町川嶽3017、開始決定時住所熊本県八代市坂本町川嶽2804番地
破産者　遠山みゆき
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３０３号
福岡県中間市岩瀬西町22番20号
破産者　冨士田長文
1　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
2　一般調査期日　平成28年４月15日午前10時15分
平成28年３月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２９９号
北九州市門司区吉志１丁目36番24－306号、開始決定時の住所北九州市門司区吉志１丁目18番17号
破産者　青木　昭彦
1　破産債権の届出期間　平成28年４月11日まで
2　一般調査期日　平成28年４月27日午前10時30分
平成28年３月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９２号
北九州市八幡西区真名子２丁目15番25号ファミール101号
破産者　春本　宗徳
1　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
2　一般調査期日　平成28年５月11日午前11時
平成28年３月14日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１０４号
鹿児島市上福元町3213番地９
清算株式会社　株式会社池畑組
代表清算人　赤松　　稔
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し、各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し各協定債権元本額に按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
4　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号
宮城県石巻市万石町３番23号
再生債務者　株式会社シンコー
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年６月３日から平成28年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再）第８号
富山県高岡市中田中田御坊山876番地
再生債務者　御坊山観光開発株式会社
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年５月20日から平成28年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第５８号
熊本市南区近見１丁目16番６号
再生債務者　ＴＫＭ株式会社（旧商号武末建設株式会社）
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式３万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定の日から１か月の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において、募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金3000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定の日から１か月の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において、募集株式の引受人が最初の出資をした日
平成28年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第３４号
東京都渋谷区猿楽町２番１号
再生債務者　株式会社オム商会（旧商号株式会社テット・オム）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第３９号
埼玉県春日部市大場991番地
再生債務者　株式会社ショッピングひまわり
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目708番地（認可決定確定時の本店所在地）名古屋市緑区姥子山５丁目202番地の２
再生債務者　株式会社セイホウ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成28年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部